

鳥取県告示第382号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合  
倉吉市西倉吉町7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(禁止区域)			(禁止区域)		
第5条 略			第5条 略		
2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。			2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。		
漁法	禁止区域	禁止期間	漁法	禁止区域	禁止期間
投網	略	1月1日	投網	略	1月1日
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町群家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	から12月31日まで		矢送川（その支流を含む。）のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域	から12月31日まで
	略			略	
	略			略	
略			略		

4 変更後の遊漁規則の施行の日

天神川漁業協同組合理事会が別に定めて公表する日